

東京都医療的ケア児支援センターー区部

- 区部：東京都立大塚病院内

☎ 03-3941-3221

(豊島区南大塚二丁目8番1号)

- 多摩：東京都立小児総合医療センター内

☎ 042-312-8164

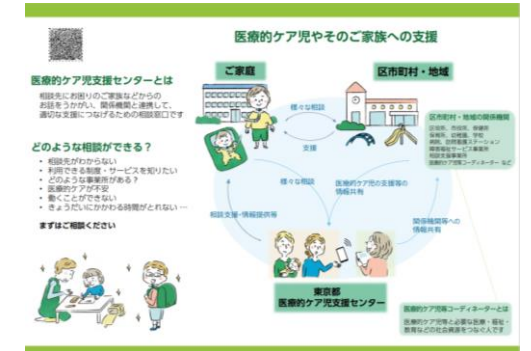
(府中市武蔵台二丁目8番地29)

○相談受付：月～金曜日 9時～17時（祝日・年末年始除く）

○相談方法：専用電話・WEBお問合せフォーム

○利用対象者：都内在住の医療的ケア児やご家族、支援者、
区市町村、関係機関など

○業務内容：医療的ケア児・そのご家族等に対する相談支援
区市町村、関係機関等への情報提供、連絡調整



リーフレットPDFデータ
ダウンロード先は福祉保健局HPから



『東京都医療的ケア児
支援ポータルサイト』
でご検索ください
(支援のご案内、相談
窓口やライフステー
ジごとの支援について)

医療的ケア児支援センターについて

〈医療的ケア児支援センターの根拠〉

2021年9月に施行された「医療的ケア児支援法（正式名称：医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律）」に基づき、第3章に「医療的ケア児支援センター等」とあります

ここでは・・・都道府県知事は、次に掲げる業務を、社会福祉法人その他の法人であって当該業務を適正かつ確実に行うことができると認めて指定した者に行わせ、又は自ら行うことができる。

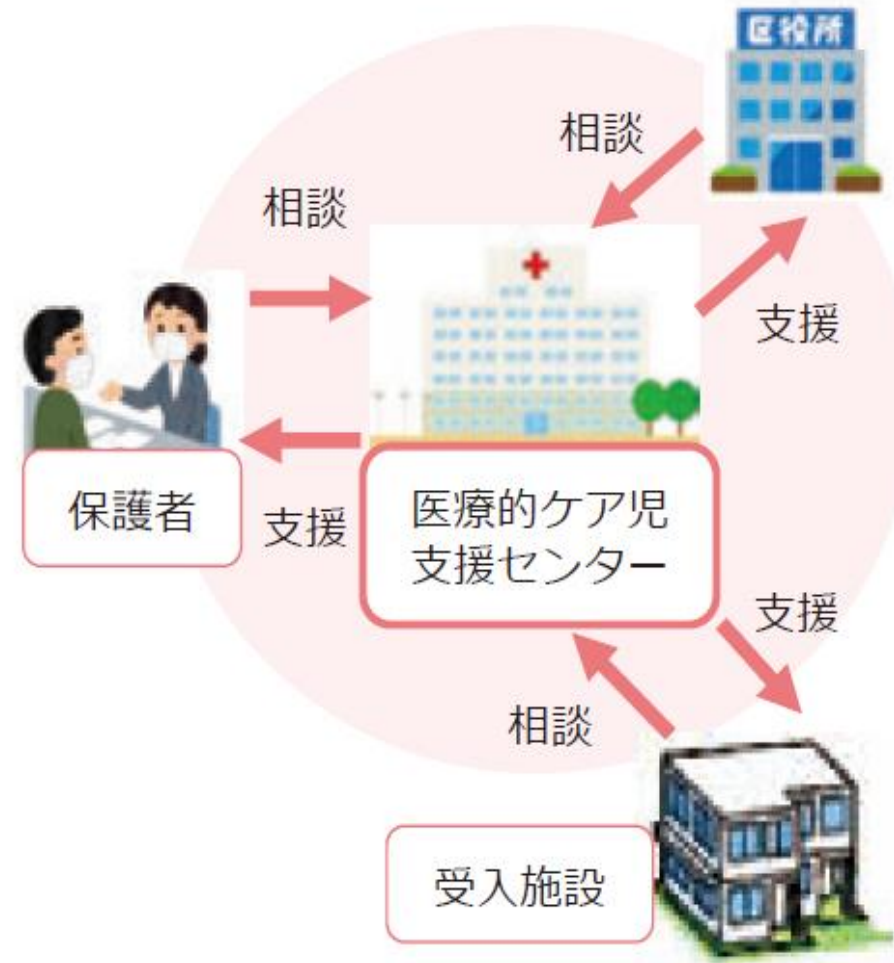
- ① 医療的ケア児及びその家族その他の関係者に対し、専門的に、その相談に応じ、又は情報の提供若しくは助言その他の支援を行うこと。
- ② 医療、保健、福祉、教育、労働等に関する業務を行う関係機関及び民間団体並びにこれに従事する者に対し医療的ケアについての情報の提供及び研修を行うこと。
- ③ 医療的ケア児及びその家族に対する支援に関して、医療、保健、福祉、教育、労働等に関する業務を行う関係機関及び民間団体との連絡調整を行うこと。

事業内容

- ・ 医療的ケア児支援センターを区部1か所（大塚病院）、多摩1か所（小児総合医療センター）に設置予定
- ・ 3つの機能（相談拠点・人材育成・情報提供）により、医療的ケア児及びその家族を支援

医療的ケア児支援センター

相談拠点	・ 保護者等への各種相談窓口や制度の案内等
人材育成	・ 障害福祉サービス事業所職員向けに、医療的ケア児受入のための実践的な研修を実施
情報提供	・ ポータルサイトを開設し、医療的ケア児の家族が必要な情報を得られる環境を整備

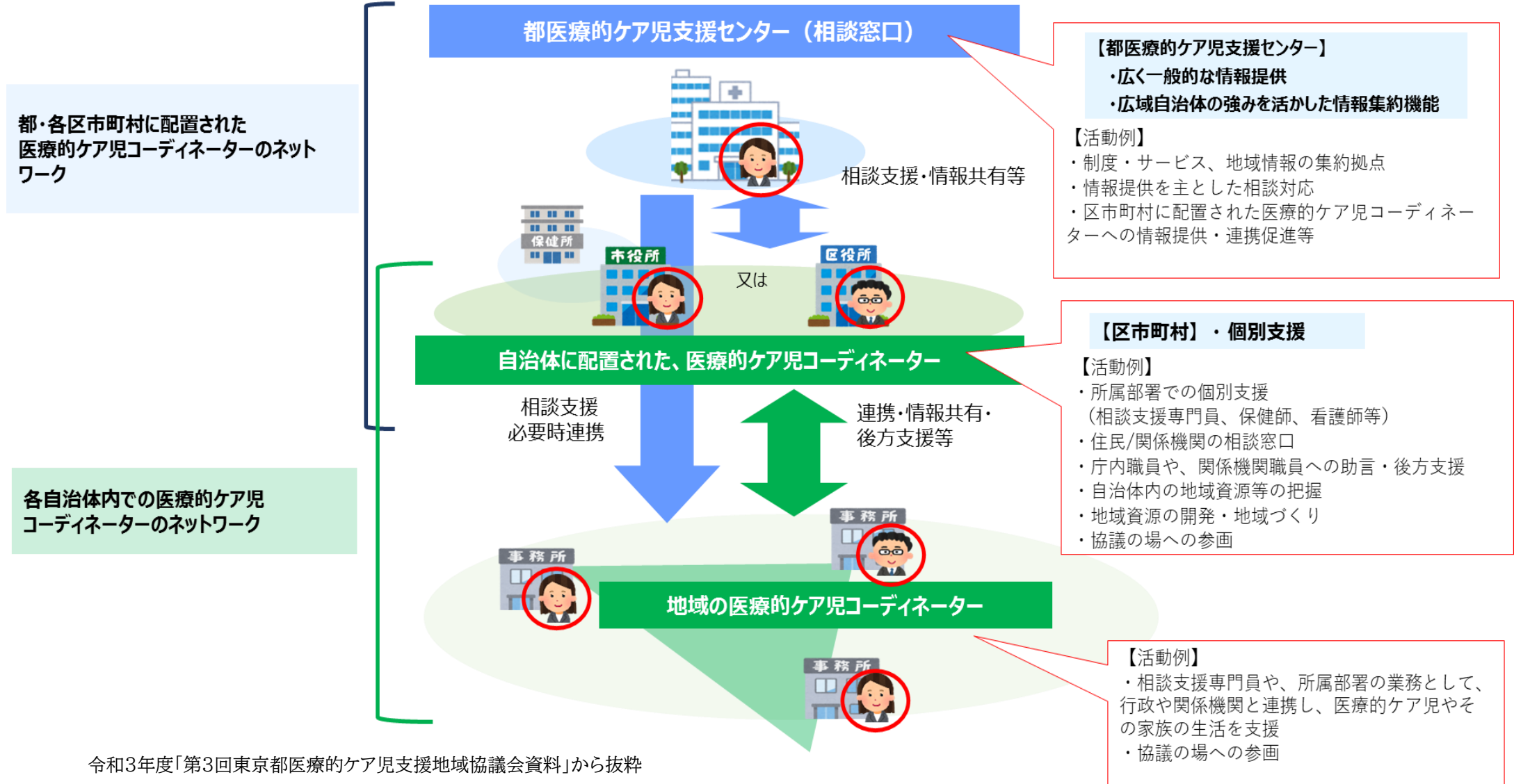


東京都における医療的ケア児支援センター事業（令和4年度）

令和4年6月2日
東京都福祉保健局

医療的ケア児支援センターと医療的ケア児コーディネーターの連携のイメージ

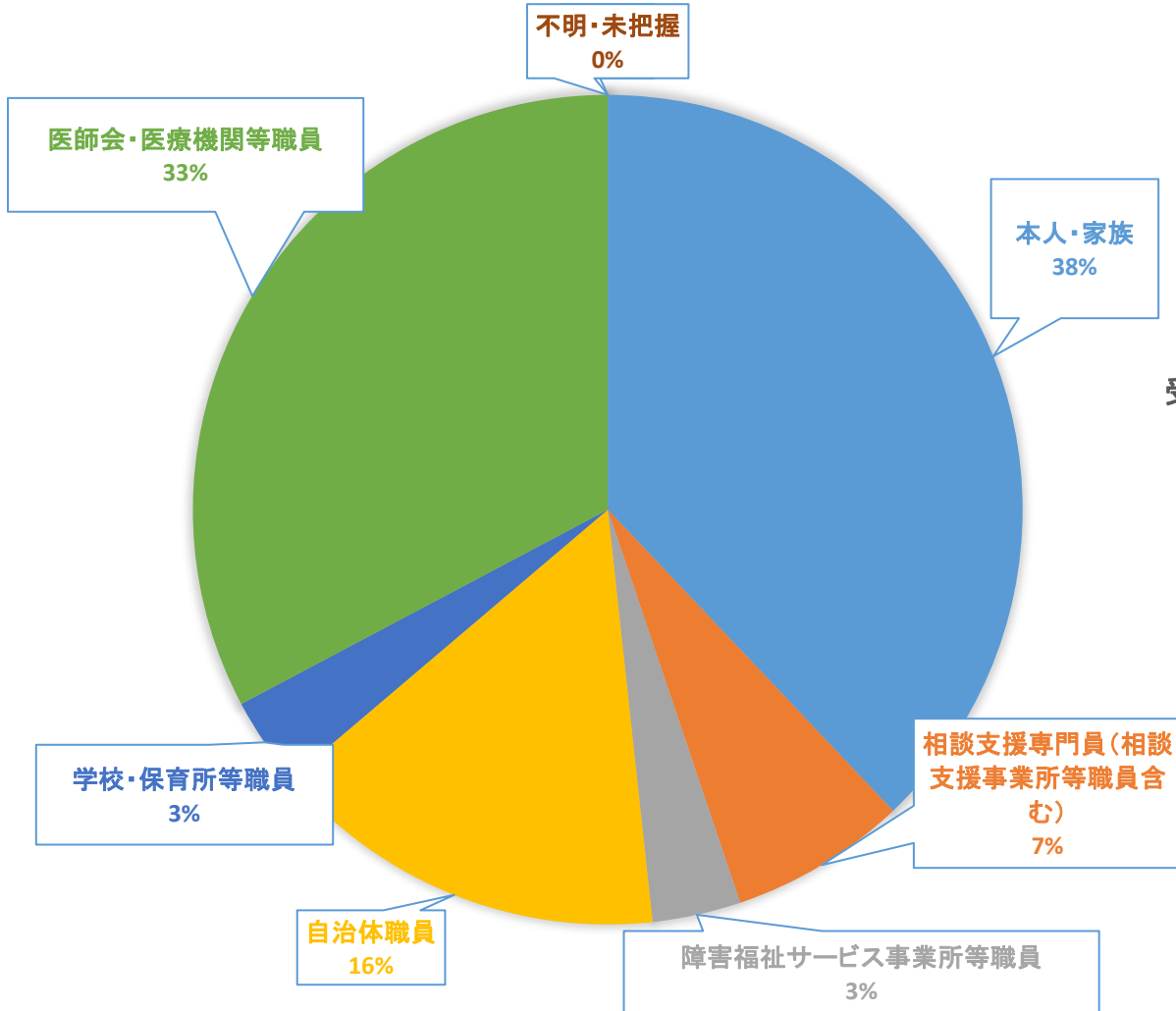
○：医療的ケア児コーディネーター



個別支援の受付状況（令和5年4月～9月）

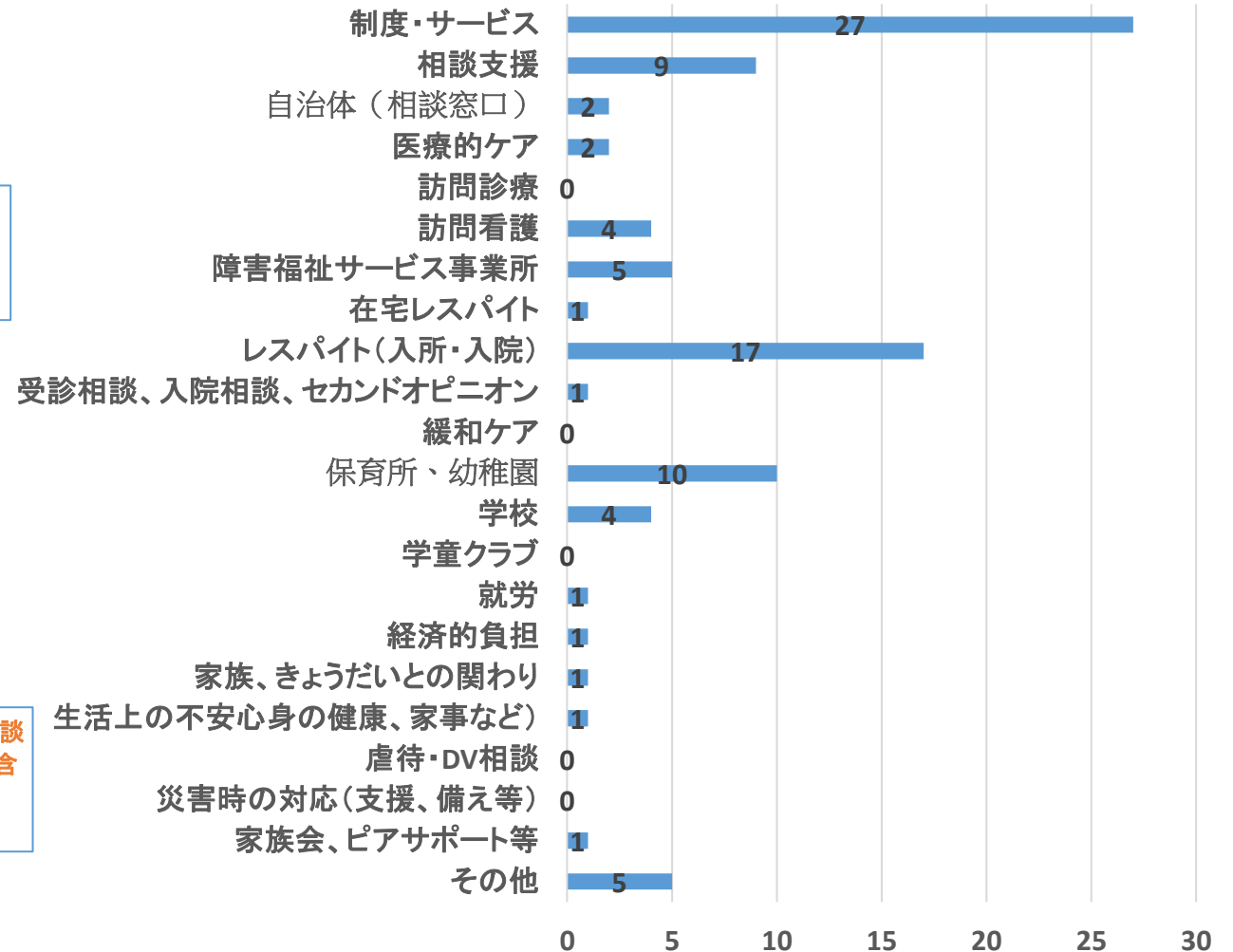
個別支援とは・・・
対象児に対しての支援等

計 58 件



相談の内容（重複あり）

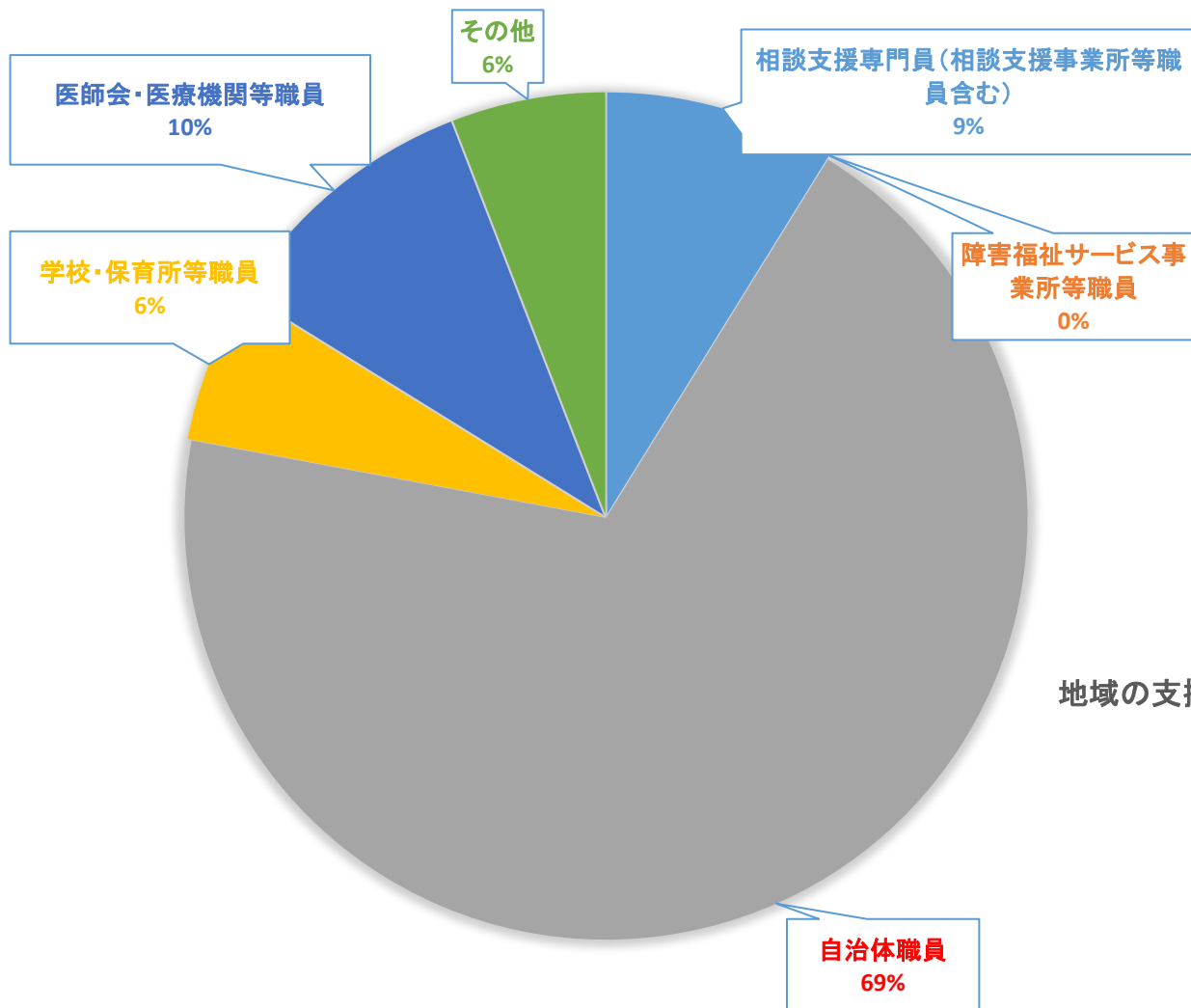
相談内容



地域支援の受付状況（令和5年4月～9月）

地域支援・・・

地域の支援体制への支援等 計68件



相談の内容（重複あり）

相談内容

